

議案第 17 号

三宅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三宅町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 7 年 3 月三宅町条例第 4 号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

三宅町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成7年3月三宅町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「又は、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第1項及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

三宅町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成7年3月三宅町条例第4号）新旧対照表

改正後（案）	改正前
（償還等） 第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。	（償還等） 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は<u>半年賦償還</u>とする。 2 略 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。